

## 【韓国】日本軍慰安婦被害に関するフェイクニュースの流布を処罰するための法改正

近年、韓国において、いわゆる慰安婦被害者の被害の事実を否定し、慰安婦被害者を象徴する少女像の撤去を要求する等の行為が相次いで発生している。これら慰安婦被害者の名誉を毀損する行為に対しては、李在明（イ・ジェミョン）大統領が SNS を通じて強く非難したほか、国会においても、当該行為を厳しく処罰することを目的とした複数の一部改正法律案（「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する保護・支援及び記念事業等に関する法律一部改正法律案」）が提出された。

国会に提出された上述の一部改正法律案は、所管委員会である性平等家族委員会において法案審査に付され、法案審査の過程で同委員会提出法案として一本化された後、2026年2月12日に本会議で可決、同年3月10日に公布された（法律第21440号）。

今回改正された「日（本）帝（国）下日本軍慰安婦被害者に対する保護・支援及び記念事業等に関する法律」（以下「改正法」）では、「日本軍慰安婦被害」の定義が新たに追加され、「日本帝国により強制的に動員され、性的虐待を受け、慰安婦としての生活を強要されて受けた被害」（第2条第1号）と定義されるとともに、①日本軍慰安婦被害者に対する名誉毀損、②日本軍慰安婦被害に関するフェイクニュースの流布を、それぞれ禁止する条項が新設された。

①については、公然と日本軍慰安婦被害者を誹謗（ひぼう）する目的で日本軍慰安婦被害の事実を否認し、若しくは歪（わい）曲し、又は虚偽の事実を流布する等の方法により、日本軍慰安婦被害者の名誉を毀損することを禁止する条項が新設された（第16条）。ただし、改正法には当該条項に違反した場合の罰則規定は設けられていないため、日本軍慰安婦被害者に対する名誉毀損は、従来どおり他の法律（「刑法」及び「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」）により処罰される。

他方、②については改正法に罰則規定が設けられ、a 新聞、雑誌、放送その他出版物又は情報通信ネットワーク、b 展示物若しくは公演の展示、掲示又は上映、c その他公然と行われる講義、討論会、懇談会、記者会見、集会、街頭演説等における演説、発言、著作物又は印刷物のいずれかの方法により日本軍慰安婦被害に関する虚偽の事実を流布した者に、5年以下の懲役又は5千万ウォン（1ウォンは約0.11円）以下の罰金を科す条項が新設された（第17条第1項）。ただし、当該虚偽の事実の流布が、芸術、学問、研究、学説、時事（的な）事件若しくは歴史的過程に関する報道又はこれ（ら）に類する目的のためである場合は、処罰対象から除外される（同条第2項）。

なお、改正法では、上述の改正のほか、日本軍慰安婦を追悼するための象徴物又は造形物の設置、管理等に係る実態調査を国に義務付ける条項も新設された（第10条）。改正法のうち、第2条及び第16条の改正規定は公布と同時の2026年3月10日に施行され、それ以外の改正規定は同年6月11日に施行される。

海外立法情報課・藤原 夏人

- ・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC\\_V2U6W0V2S0T4U1X8J0F2L2N9I9C2M7](https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_V2U6W0V2S0T4U1X8J0F2L2N9I9C2M7)
- ・ <https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=283959&cfYd=20260310#0000>